

議案第 6 4 号

三次市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項の規定により，三次市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定することについて，議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

**三次市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)**

令和8年〇月

三次市教育委員会

# 目 次

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨・現状              | 2 |
| 2 | 目標                    | 4 |
| 3 | 計画の期間                 | 4 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 4 |
| 5 | 関連する取組，今後のフォローアップについて | 8 |

## I 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本市では、持続可能な三次を実現するひとつづくりを着実に進めていくため、就学前の子育て、学校教育、そしてスポーツ・文化など、市全体のひとつづくりに係るビジョンである「第3次教育大綱」と、教育委員会が推進する「教育振興基本計画」を「みよし学びの共創プラン」（以下、「プラン」という）として一体的に策定し、計画的な取組を進めている。プランでは、「みよし結芽人（一人ひとりが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら複雑な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く、持続可能な社会の創り手）」を育成することをめざし、「自立」「共創」「ウェルビーイング」「情報発信」「DX」を通底する方向性としている。

プランの目標を達成するための基本施策の一つに「魅力ある教育環境の整備・充実」を掲げ、子どもと向き合う時間につなぐための、教職員の働き方改革の推進を明記している。

社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、それぞれの学校教育が積み上げてきた教育実践と高い効果を持続可能なものとするとともに、めざす「みよし結芽人」を育成するためには、「学校における働き方改革」は不可欠であり、不断の取組が必要である。

令和7年6月に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員<sup>※</sup>の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という）が改正され、服務監督教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「実施計画」という）の実施状況を公表することとされた。

このことを踏まえ、本市の教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、児童生徒によりよい教育を行うことを目的として本実施計画を策定することとした。

#### ※ 教育職員とは

学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。  
本実施計画では「教員」という。

## (2) 本市の現状

○ 本市では、平成30年に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、令和元年7月に「三次市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」及び「三次市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針に係る取組内容」を定めて具体的な取組を進め、令和4年には取組内容を改正した。

○ 取組の結果、本市教職員（事務職・栄養士含む）の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 年間平均    | 月45時間以下の教職員の割合 | 月45時間を超える教職員の割合 | 月80時間を超える教職員の割合 |
|-----|---------|----------------|-----------------|-----------------|
| 小学校 | 月27.7時間 | 88.3%          | 11.7%           | 1.0%            |
| 中学校 | 月34.2時間 | 78.2%          | 21.8%           | 1.3%            |
| 全体  | 月30.3時間 | 84.3%          | 15.7%           | 1.1%            |

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合は、全体で15.7%であり、時間外在校等時間の年間平均は月30.3時間となっている。特に、4月、5月、10月において、時間外在校等時間が増えている。

また、令和6年度のストレスチェックにおいての本市教職員（事務職・栄養士含む）のストレス要因としては、「対処困難な児童・生徒への対応」、「保護者対応」、「事務的な業務量」の順に高い結果となった。

このことから、次のような課題が考えられる。

### 【業務量】

- ・ 生徒指導や保護者対応など、あらかじめ想定できない業務が生じる。
- ・ 年度初めや学校行事の準備等、時期的に集中する業務がある。
- ・ 教員の専門性を必要としない業務に従事している状況がある。

### 【職場環境】

- ・ 保護者や地域が第一義的な責任を負うべき内容への対応や、保護者からの過剰な苦情、不当な要求に教員が対応している状況がある。
- ・ 学級担任、授業や行事の準備などの業務に時間を要している状況がある。

- ・ 教員が円滑に業務を行うためのDXを推進し、ICT環境の整備をさらに進める必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を13日以上にする  
【R6 13.4日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10.0%まで減少させる  
【R7：10.9% R6：10.8%】
- ・ ストレスチェックにおける「働きがい」等に関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%にする  
【R7：43.5% R6：41.8%】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等や、放課後から夜間などにおける校外の見回り等の対応

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

(イ) 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 学校徴収金業務の負担軽減に向けて、学校集金の方法について調査・研究を行う。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等，学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の充実を図る。

イ 教員以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- ・ 電子申請システム等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

(イ) 学校のウェブサイト作成や広報，ICT機器管理等の保守管理

- ・ 市の関係部署と連携を図り，ICTサポートサイトの活用を促進する。
- ・ スクール・サポート・スタッフによる広報資料等の作成，ウェブサイトへのアップロードを推進する。

(ウ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理及び施設の開錠・施錠

- ・ 教育委員会においてモデル地域を指定し，学校プール・体育館等の地域開放施設の管理方法や，施設の開錠・施錠等について，デジタル化等を試行する。

(エ) 児童生徒の休み時間における安全配慮や校内清掃

- ・ 学校における安全点検等の必要な措置を踏まえて，教員以外の学校職員やボランティア等による負担軽減を促進する。
- ・ 児童生徒へ教育的視点から，校内清掃についての指導を行った上で，効

果的な負担軽減を図る。

(オ) 部活動

- ・ 令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。  
平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- ・ 給食指導や安全管理等の役割分担を見直す等、学校の実情に応じた給食実施体制の工夫を行う。

(イ) 授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導の準備

- ・ 教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフが効率的かつ効果的に配置されるよう県教育委員会に要望する。
- ・ 授業支援ツールやデジタルドリル等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係者の校内会議への参加推進、学校看護師等、医療・福祉に関する専門的な人材の活用等、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施するとともに、研修内容をオンデマンド教材として各学校に共有することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもとで支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小1は年間956単位以上、小2は年間1

016単位以上、小3は、1051単位以上、小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動や行事等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課の工夫を行う。

### (3) 教職員(事務職員・栄養士も含む)の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ ICTの活用等、客観的な方法で教職員の在校等時間を把握し、勤務時間の適正な管理を行う。
- ・ 19時以降の退校をできるだけなくすよう努めるとともに、19時以降の施錠があった場合は、学校の管理職は三次市教育委員会に報告する。
- ・ 三次市教育委員会は、教職員の19時以降の退校時刻が恒常的に多くなる学校について、当該校の状況を把握し、勤務効率改善を図るため、ヒアリングなどの取組を行う。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が60時間を超えた教職員には、学校の管理職が面談を行い、健康管理に努める。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員には、学校の管理職が医師による面接指導を受けさせる。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 教職員数50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・ 年次有給休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう、職場環境等を整える。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 状況把握

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページ等で公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りまたは指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

### (2) 各方面への周知

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職対象の研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉等に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。